

平成 19 年 3 月 5 日
法 務 省

経済的支援に関する検討会（第 12 回）における構成員からの質問事項について（回答）

【質問 1】

損害賠償債務の国による立替及び求償の是非について、求償の現状、実効性、問題点等についてご教示いただきたい。

【回答】

損害賠償は、加害者が自己の行為の責任として行うのが原則であり、その債務を国が立替払いする制度を導入した場合、国が求償権を行使して加害者から弁済を受けるまでの間は、事実上、国がその債務を負担しているのと同様の状態となり、また、加害者の資力が乏しく国が十分な弁済を受けることができない場合には、結果としてその負担は国民全体に及ぶこととなることから、立替及び求償の是非については、これらの問題点も踏まえつつ、被害者等援助制度の在り方全体の枠組みの中で検討されるべきである。

【質問 2】

公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非、公的弁護士制度の是非について、法律扶助制度のある法テラスや新たに立法が予定されている制度を所管する立場から、ご意見等をうかがいたい。

【回答】

1 公費による弁護士選任、公的弁護士制度関係

(1) 日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援

昨年 10 月に業務を開始した日本司法支援センター（以下「センター」という。）においては、犯罪被害者等に対する情報提供業務として、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介を始め、法廷への付添い等の支援を実施している犯罪被害者支援団体等の機関の紹介、自賠責保険金の支払いに関するものなどを含め法による紛争解決のための制度や適切な相談窓口に関する情報の提供など、犯罪被害者支援のための情報提供業務を行っている。

また、資力の乏しい犯罪被害者等に対しては、民事法律扶助事業により、無料の法律相談や、加害者に対する損害賠償請求をするに当たっての弁護士費用の立替え等の支援を提供している。

(2) (財)法律扶助協会が行っている「犯罪被害者法律援助事業」

(財)法律扶助協会（以下「扶助協会」という。）の主たる業務であった民事法律扶助事業は、センターの業務開始と同時にセンターに引き継がれたが、

扶助協会は、国庫からの補助金による民事法律扶助事業とは別に、民間からの寄付金等を財源として、犯罪被害者等に対する刑事事件に関する法律相談、マスコミ対応、証人尋問への付添い等の援助事業（犯罪被害者等法律援助事業）など、民事法律扶助事業の対象とならない者や手続に関する援助事業（「自主事業」と呼ばれる）を行っている。

扶助協会は、本年度内での解散を予定していることから、これらセンターに引き継がれなかった自主事業については、その実施主体を失うこととなる。そこで、総合法律支援法30条2項（センターが、本来業務の遂行に支障のない範囲内で、法人等から委託を受けて業務を行うことができる旨の規定）に基づき、日本弁護士連合会がこれら事業の実施主体となった上、センターに委託できないか、現在、関係者間で協議が進められているものと承知している。

(3) 公費による弁護士選任、公的弁護人制度について

犯罪被害者等が、経済的理由により弁護士を依頼することができず、損害賠償請求等の民事裁判を提起、遂行するについて障害がある場合には、センターが行う上記民事法律扶助事業により、弁護士費用の立替え等の援助が行われている。公費による弁護士選任の是非を考えるに当たっては、この民事法律扶助の枠組みを超えて、どのような場面で弁護士による法律事務の提供が求められているのか、その弁護士費用を公費により負担すべきか、いかなる形での援助が行われるべきか（資力要件、対象犯罪、立替えか給付か等）等について検討が行われる必要がある。

2 国による損害賠償費用の補償等の是非について

民事訴訟費用（印紙代等）は、被害者側が勝訴した場合には、敗訴者である加害者側が負担すべきことになる（民事訴訟法第61条）。弁護士費用については敗訴者負担とはされていないが、判例上、不法行為により訴訟提起を余儀なくされた場合における弁護士費用は、諸般の事情を考慮して相当な額については加害者が賠償すべき損害の範囲として認められており、その範囲内での弁護士費用も、被害者が勝訴すれば加害者側が負担することになる。確定記録及び不起訴記録に係る謄写については、多くの場合、被害者の代理人たる弁護士が記録の謄写を行っており、弁護士費用の中に謄写費用が含まれる場合が多いことから、謄写費用の補償については、弁護士費用の補償の問題に収斂する場合が多いと思われる。これらの費用等を国で負担することの是非については、本来加害者が負担すべき損害賠償債務を国が肩代わりできるかといった議論と同様の問題点を含んでおり、被害者等援助制度全体の枠組みの中で検討されるべき問題である。

以上

【参考】

資料：「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」及び「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」の概要

「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」及び「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」の概要

1 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度

裁判所は、相当と認めるときは、殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、業務上過失致死傷等の罪に係る事件等の被害者等が、刑事裁判手続に参加することを許すものとし、参加を許された者又はその委託を受けた弁護士は、

原則として公判期日に出席することができる

被告事件についての検察官の権限行使に関し、意見を述べ、説明を受けることができる

情状に関する事項についての証言の証明力を争うために必要な事項について、証人を尋問することができる

意見の陳述に必要があると認められる場合に、被告人に質問をすることができる

証拠調べが終わった後に、訴因の範囲内で、事実又は法律の適用について、意見を陳述することができる
こととする。

2 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度

殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪に係る事件等の被害者等又はその訴訟代理人である弁護士は、刑事裁判所に対し、訴因を原因とする不法行為に基づく損害賠償請求の申立てをすることができることとし、当該申立てについては、

有罪の言渡しがあった後引き続いてその審理を行うこととし、原則として4回以内の審理期日において終結しなければならない

裁判所は、最初の審理期日において、刑事事件の訴訟記録を取り調べなければならない

決定の方式によって裁判を行う

の決定が確定したときは、確定判決と同一の効力を有する

の決定に対して異議が申し立てられた場合には、通常の民事裁判所で審理を行う
こととする。